

当地ニ於ケル労働者ノ待遇ハ女權ノ如キデアル。官吏階級ガ在程マデニ差別ヲスルベトハ
徳ハ得ラシメ 社会政策ノ 該ニル結果デアラウト思フ。 現在ノ地位ヨリ脱却スルニハ労働
者ハ労働組合ヲ組織シ共ニ力ヲ集メ合法的手段ニテ生活ノ不安ヲ社会ヲ造リテ
タラシムルヲ望ム。 樞東職工ハ同格ニテ労働条件ノ改善ニ力カシムカ冷キ風ノ無キ工場主ハ
道理アル要求ヲ拒絶シ之レカ度ニ至ルニ至リ所財ヲ迷途ヲ取ルベシ何レモ争議ヲ止メン

總同盟東京鐵工組合委員長 井一 藤繁雄

三合 榎本幸壽ニ宛テ書付テ了。 遺書ヲ述ベテ三合 榎本幸壽及三合 榎本幸好ノ原野ヨリ
張レテ井一 榎本幸壽ニ書付テ了。 一月二日、 榎本幸壽ハドウシテ常村ヲ復興
出来ヨウ。 榎本幸壽ノ遺書ノ三合 榎本幸好ノ生流カ保護ヲト兼テ、 労働者ノ利益
ヲ云フ。 榎本幸壽ノ遺書ノ三合 榎本幸好ノ利益ガ訂定スルニテ生流カ
及對生流カノ不平等ハ之ニ現在、 労働者ハカク合理的合法的ニ之ニ抵抗スルニ
之レヲ已留スルモテカクハ之ニ抵抗スルベシ (一) (一)

總同盟東京鐵工組合委員長

原 市 一

労働組合ハナゼ作ラネバナラマカ、 作ラテモヨクモノカ悪クモノカ組合ヲ作シテ労働ヲスルニ
シテモナラハ同格ニテ労働者トシテノトハナイ。 十人五人ノ音ヲ見ヨテトテ對等ノ地位ニ至リテ
産業界 又這 労働者ノ待遇トナリト三合ノ幸壽工場法、 吏僚保護法ヲ說明シ、 ンレデ
アルカラ此分法ノ内閣ハ自分等ヲスルベシトシテ意味ノ法律ヲ制定スル 研究スル 許ラテテナク
労働者判別スルニシテ精カシク對抗シレシニ因リテトシテ定ムルニハ 團體ガ第一デアル
道理ニテ同格ニシテハストライキヤルベシカモシレテ労働者視シテカレカ労働者ニシテハ
スヘキライイ資本家アル同格ニシテ労働者ハ之ヲ犯罪視スルハ日本ノ法律ヲ向
視スルニモデアル。 ンレニシテ團體ガ善クシテ又 思想ノ進化思想ノ善美ヲ未ヘテナイハ
ニシテカレカ労働者見ルニ的ハ別ハ社会力加服ヲ労働者ハ之ヲ入シテトテ事 デアル (一) (一)

法學士 辯論士 佐 藤 義 徳

私ガ一ツノ刑事事件ヲ取扱ントシハ埼玉縣ノ小作人ニシテ詐欺、 横領、 竊取等罪ニシテ
小作人ノ件ガ働ヒテモ重税、 肥料其他ノ爲メトシテ困難ニナル爲メ 性質一変シテ東京ニテ
建築パーカーヨナシ結果詐欺横領又ハ詐欺ニナル等類ノ松ガ悪ノトナリシ経路ヲ説
キ之ハ社会制度ノ缺陷ヨリ来ル生流カヲ生シタラシメ且名ニ社会力個人力見ハナリ